

ワクワクも便利もすぐそばに。

暮らしやすさは、 住む場所から

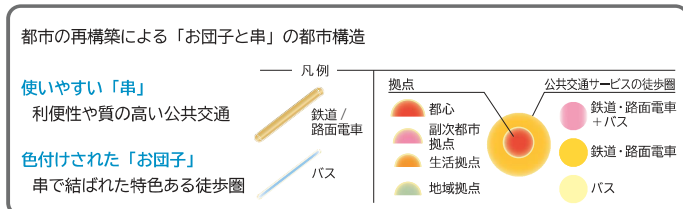
～中古住宅を活用し、かしこく暮らす～

まちなか・公共交通沿線住宅補助制度のご案内

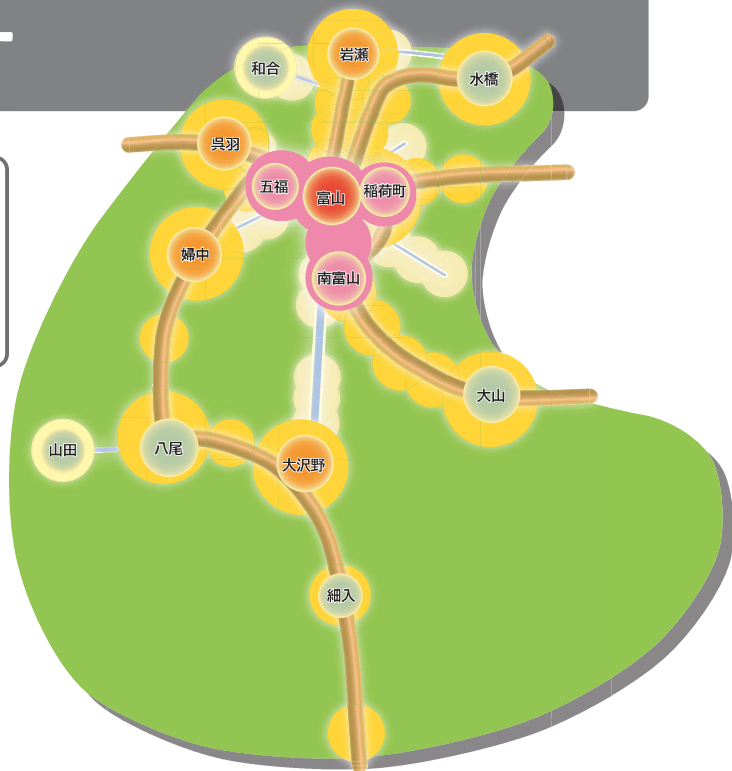


富山市ではこんなまちづくりの実現を目指しています

〈概念図〉



富山市では、本格的な人口減少と社会情勢の変化に対応するため、公共交通を活性化させ、沿線に居住や都市機能を集約させること、地域資源を活かした拠点を形成し、既成市街地を利活用することにより、「公共交通を軸とした都市の再構築による拠点集中型のコンパクトなまちづくり」の実現を目指しています。



取組の4本柱

1 公共交通の活性化

交通事業者と連携して、電車やバスなどの公共交通の維持・活性化に必要な投資を行います。公共交通を便利で使いやすくし、お出かけしやすい環境を整えることで、車に過度に頼らなくても生活できるまちを目指します。

2 公共交通志向型居住の推進

駅やバス停の近くに住みやすい環境を作り、生活を豊かで便利にするお店が集まるよう促すことで、公共交通の沿線で暮らすことへの魅力を高めます。これにより、公共交通の利用を中心とした生活を選択する市民の増加を目指します。

3 中心市街地をはじめとした拠点の形成

公共交通沿線で日常生活を送るために必要な機能が集まる地域や、歴史・文化や自然環境がある地域など、それぞれの魅力を磨き上げ、特色ある拠点を創ります。これらを公共交通で行き来することで、より豊かな生活を送れるまちを目指します。

4 都市空間マネジメントの推進

老朽化した道路や上下水道などの社会インフラを効率よく管理・更新し、使われない土地や建物をうまく使いなおすことで、まち全体に新しい価値を生み出していきます。これにより、いつでも安心して安全に住み続けられるまちを目指します。

「まちなか」・「公共交通沿線居住推進補助対象地区」とは

市内中心部約 436ha の「まちなか」、鉄軌道の駅から半径 500 m 以内の範囲もしくは、運行頻度の高いバス路線（1 日概ね 60 本以上）のバス停から半径 300 m 以内の範囲で、かつ用途地域が定められている区域（工業地域及び工業専用地域を除く）の「公共交通沿線」を補助対象区域としています。

「まちなか」
「公共交通沿線居住推進補助対象地区」
について知りたいときは

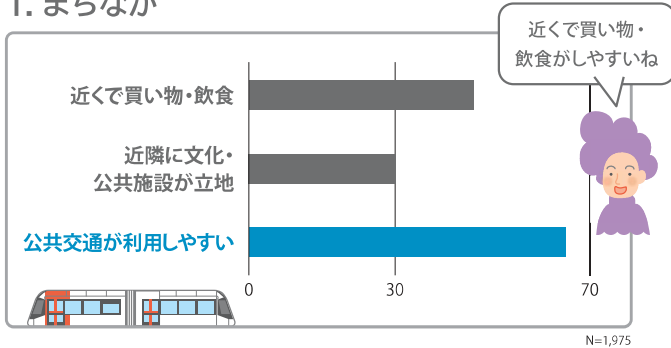


詳細はこちら

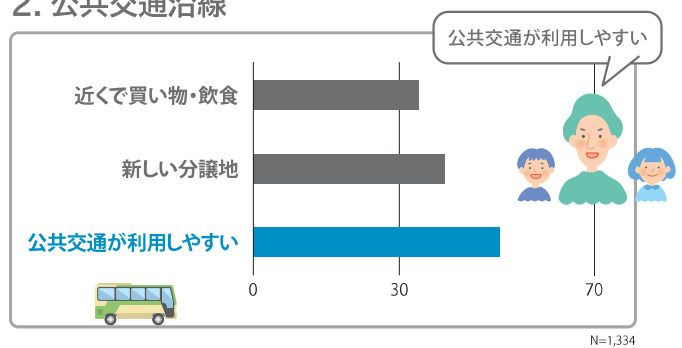
まちなか・公共交通沿線に暮らすとどんなメリットがあるの？

まちなか・公共交通沿線住宅取得補助制度を利用された方を対象に実施しているアンケート調査では、「居住地を選ぶ際に考慮したこと」として、こんな項目が選ばれています。

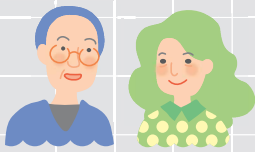
1. まちなか



2. 公共交通沿線



居住者の皆さんから、
こんな声をいただいています



50代男性・40代女性
二人暮らし

通勤しやすいので、公共交通沿線での居住を選びました。商業施設が充実していることや、車のほかに**バスや市電など、外出手段が多い**ことがメリットだと感じています。



20代男性
学生シェアハウスで
一人暮らし

まちなかでの活動に関わってみたかったので、大学進学をきっかけにまちなか居住を始めました。**車がなくても生活しやすく、イベントが多い**ので、住んでよかったと思います。富山城のライトアップなど、きれいな景色もおすすめです。



30代男性・30代女性・4歳長男・2歳次男
四人暮らし

まちなかはスーパーや薬局だけでなく、**児童館などの子育て施設が充実**しています。また、イベントも豊富なので、**小さな子どもを育てるのに大変よい環境**だと感じています。**車を持たない方や運転が苦手な方も安心して居住できるエリア**だと思います。



支 援 内 容

「まちなか」や「公共交通沿線居住推進補助対象地区」での**中古住宅**の取得や利活用、流通促進などに対して支援を行っています。

中古住宅取得等支援事業

「まちなか」「公共交通沿線居住推進補助対象地区」で、一定水準以上の中古住宅を購入し、居住される方に奨励金を交付します。また、中古住宅の取得に併せて、リフォームや建替えをされる場合に、工事費の一部を補助します。

まちなか	沿線	市民向け
事業者向け	上乗せ	



補助額		まちなか	公共交通沿線	加算
	取得奨励金	一戸建て 100万円 分譲マンション 50万円	一戸建て 70万円 分譲マンション 35万円	子育て世帯※は +30万円
	リフォーム	改修費の1/2 (上限100万円)	改修費の1/2 (上限70万円)	子育て世帯※は 上限額+30万円
	建替え	除却費の1/2 (上限100万円)	除却費の1/2 (上限70万円)	

※子育て世帯…交付申請を行う年度の4月1日時点で満18歳未満の子を養育する世帯

主な要件

- ・過去に居住の用に供されたことがあり、売買によって取得した中古住宅であること
- ・新耐震基準に適合した建物（昭和56年6月1日以降の基準）
- ・住戸専用面積75㎡以上 ※戸建てのみ
- ・敷地面積が150㎡以上（公共交通沿線のみ）※戸建てのみ
- ・世帯の合計所得月額44万5千円以下
- ・取得した住宅に継続して3年以上居住すること
- ・中古住宅の取得に併せて行う住宅リフォーム工事であること
- ・取得した中古住宅を除却し、同じ場所に住宅を建築する建替え工事であること 等



リフォーム、建替を行う場合に必要（住宅取得のみの場合は不要）



まちなか住宅家賃助成事業

「まちなか」以外から「まちなか」の民間賃貸住宅へ転入又は転居された「子育て世帯」や「若年単身世帯」に家賃を助成します。

まちなか	沿線	市民向け
事業者向け	上乗せ	



補助額	上限 1 万円 / 月（最長 3 年間） （家賃月額から勤務先の住宅手当を控除した額と 1 万円を比較して少ない方の額）
主な要件	・「まちなか」の民間賃貸住宅に住所があること ・転居前の住所が、「まちなか」以外であること ・「子育て世帯」または「若年単身世帯でまちなかの賑わい創出に寄与する取り組みを行う者」のいずれかに該当すること ・居住する者の合計所得月額が44万5千円以下であること 等



※少なくとも6ヶ月以上居住することが必要
※新規入居後、1年ごとに3年間補助申請が可能（3回）

ひとり親家庭等家賃助成事業

「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外から「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の民間賃貸住宅へ転入又は転居されたひとり親等に家賃を助成します。

まちなか	沿線	市民向け
事業者向け	上乗せ	



補助額	上限 1 万円 / 月（最長 3 年間） （家賃月額から勤務先の住宅手当を控除した額と 1 万円を比較して少ない額）
主な要件	・ひとり親等の認定を受けていること ・「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の民間賃貸住宅に住所があること ・転居前の住所が、「まちなか」又は「公共交通沿線居住推進補助対象地区」以外であること ・転居後にひとり親等になった場合は、賃貸借契約日がひとり親等になった日から6か月以内であること ・居住する者の合計所得月額が44万5千円以下であること 等



※少なくとも6ヶ月以上居住することが必要
※新規入居後、1年ごとに3年間補助申請が可能（3回）



共同住宅建設促進事業

「まちなか」「公共交通沿線居住推進補助対象地区」で旧耐震建築物又は空き家等を2戸以上除却し、一定水準以上の共同住宅を建設する事業者に補助します。

まちなか	沿線	市民向け
事業者向け	上乗せ	



補助額		まちなか	公共交通沿線
	除却	除却費の1/2(上限500万円)	
	建設	50万円/戸(上限2,500万円)	35万円/戸(上限1,750万円)
主な要件	- 敷地面積300㎡以上 - 住戸数は2戸以上 - 住戸専用面積は55㎡以上 - 旧耐震建築物又は空き家等の除却を2戸以上含むこと - 建築基準法第53条の規定よりも10%厳しい建蔽率とする - 敷地面積の10%以上の公開空地を設置（まちなかのみ）※500㎡以上の敷地のみ - 建築物の高さ（まちなか居住環境指針に適合すること） - 主要構造部（耐火構造又は準耐火構造） - 台所、収納設備、水洗便所、洗面設備、浴室及び居室を備えた住宅 - 劣化対策、維持管理対策、温熱環境・エネルギー消費量性能、高齢者への配慮などの項目について、日本住宅性能表示基準（国土交通省）に適合した住宅 - エレベーターの設置（地上階数4以上の住宅のみ）等		



※竣工の前年度9月までに事前相談が必要

宅地再構築促進事業

「まちなか」「公共交通沿線居住推進補助対象地区」で旧耐震建築物又は空き家等を2戸以上除却し、一定水準以上の宅地開発を行う事業者に補助します。

まちなか	沿線	市民向け
事業者向け	上乗せ	



補助額		まちなか	公共交通沿線
	除却	除却費の1/2(上限500万円)	
	建設	70万円/区画(上限7,000万円)	50万円/区画(上限5,000万円)
主な要件	- 開発区域において、本市の方針に合致したまちづくりの目標を設定すること - 開発区域の面積が1000㎡以上であること - 旧耐震建築物又は空き家等の除却を2戸以上含むこと - 土地の用途は全区画住宅用途（一戸建て専用住宅用地又は併用住宅用地）とする - 住宅用途の敷地面積は1区画150㎡以上であること - 住宅用途の区域内において、店舗、事務所等その他これに類する用途が住宅と並存する建築物については、住宅部分の床面積が2分の1を占めるものとする - 区域内の新設道路には消雪施設を設置すること 等		



※竣工の前年度9月までに事前相談が必要

空き家等利活用支援事業

隣接する土地を取得し、一体利用することで狭小地や無接道状態を解消し、その敷地に存在する空き家を改修又は除却する場合に補助します。

まちなか	沿線	市民向け
事業者向け	上乗せ	



補助対象経費	・測量費等（測量、登記、仲介手数料） ・空き家の改修又は除却費	
補助額	【測量等】対象経費の1/2（上限30万円） 【改修・除却】対象経費の1/2（上限50万円） ※対象の空き家等が「まちなか」または「公共交通沿線居住推進事業補助対象区域」内にあり、かつ申請者が子育て世帯の場合は改修・除却の上限80万円	
主な要件	・隣接地または自己所有地に空き家が存在すること ・隣接地または自己所有地が狭小地、無接道地であり、隣接地を取得することで、無接道状態を解消し150㎡以上の敷地とすること ・取得後10年以上一体で敷地を活用すること	

空き家等流通促進奨励金

相続した空き家を一定期間内に改修又は除却し、その空き家又は除却後の跡地を低廉な価格で売却した場合に奨励金を交付します。

まちなか	沿線	市民向け
事業者向け	上乗せ	

※R9.4から本奨励金制度は見直し予定



補助額	10万円／戸 ※対象の空き家等が「まちなか」または「公共交通沿線居住推進事業補助対象区域」内にある場合は30万円
主な要件	・空き家の譲渡所得の3000万円特別控除の適用のための「被相続人居住用家屋等確認書」の発行を受けること ・物件価格が800万円以下であること（消費税相当額は含まない） ・令和8年4月1日以降に譲渡を行ったもの

空き家情報バンクサポート奨励金

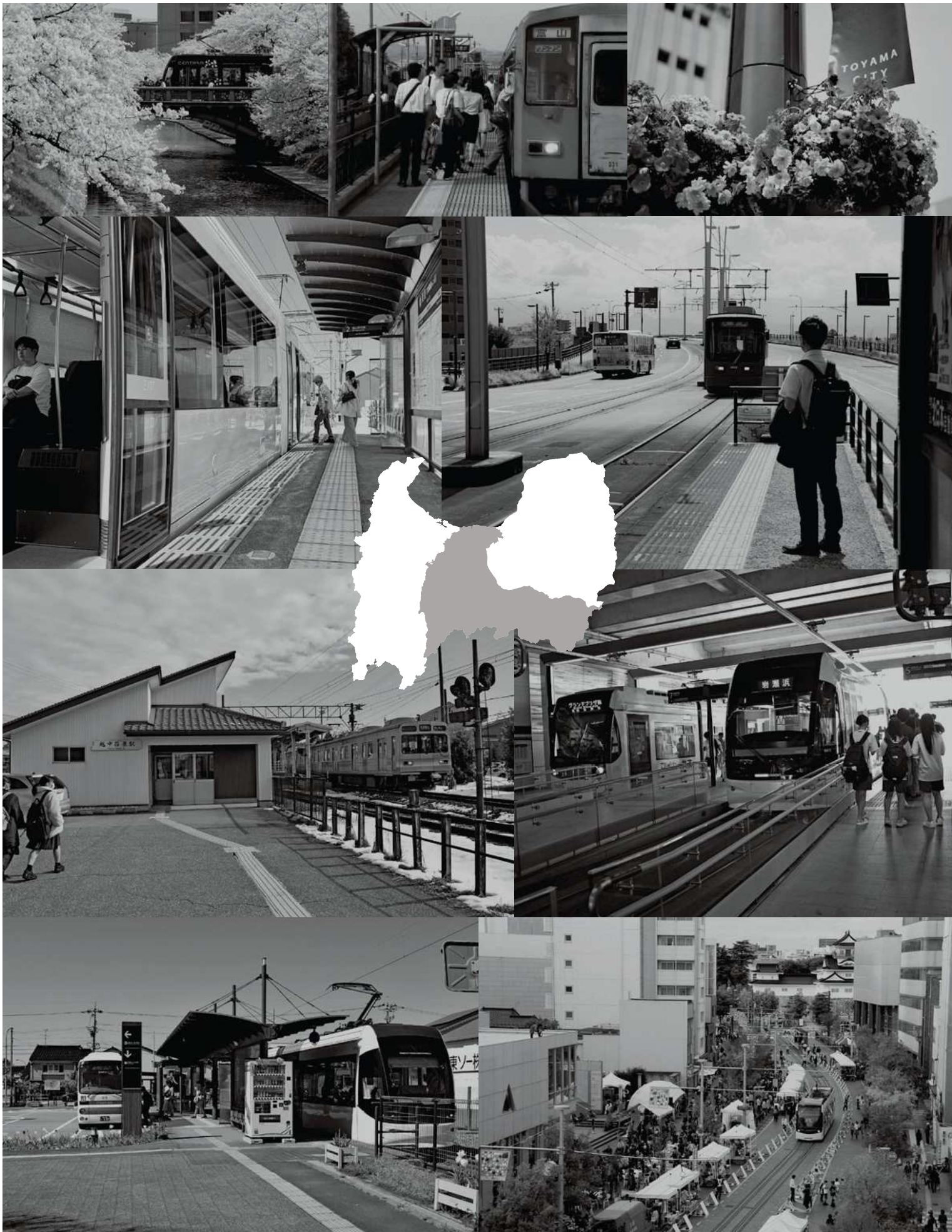
富山市空き家情報バンクに登録された空き家等の所有者をサポートする事業者に対し、奨励金を交付します。

まちなか	沿線	市民向け
事業者向け	上乗せ	



補助額	30万円／戸 ※成約した空き家等が「まちなか」または「公共交通沿線居住推進事業補助対象区域」内にある場合は50万円
主な要件	・富山市空き家情報バンクの登録後1年経過していること ・富山市空き家情報バンクに登録した当初の売買価格が800万円以下であること ・売買にかかる所有権移転登記が完了していること ・当該空き家等の買主が早期に当該空き家等の活用及び適正な管理を行うことができるよう努めること





お問い合わせ

富山市住宅政策課 〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2112 FAX 076-431-7670 E-mail jyutaku@city.toyama.lg.jp